

～消費者注意情報～

身に覚えのない「サイト利用料金」の請求がメールで届いた！
～「法的措置」と書かれていても慌てないで！架空請求メールは無視しましょう～

(平成27年8月5日)

相談事例1 <「連絡しないと法的措置をとる」と書かれていた！>

「督促状」という件名でメールが来たので内容を確認したところ、「以前利用したアダルトサイトの料金が未納となっている。放置すると法的措置をとる。退会するのであれば連絡するように」と記載があった。全く身に覚えがないが、どう対処したらよいか。(60歳代 男性)

相談事例2 <サイトに電話をしたら高額な請求をされた！>

携帯電話のショートメールにアダルトサイトの未納料金の請求メールが届いた。心当たりはないが「本日中に連絡がなければ訴訟になる」とあったので、サイトに電話をしたところ「未納料金は30万円。今日中に取消をすれば16万円でよい」と言われた。怖くなり電話を切ったが、今後どうすればよいか。(40歳代 男性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 不審な事業者に連絡をとらないで！

「身に覚えのない請求がメールで送られてきた」「知っているサイトの名称で請求メールが届いたが、そのサイトとは契約したことはない」といった相談が増えています。こうしたメールは、不特定多数の人に一齐に送信されているもので、その内容は根拠のないものです。メールを見て不安になり、連絡してきた人に金銭を支払わせるのが目的だと考えられます。

相手の事業者には電話やメールをすると、執拗に支払いを請求されます。絶対に相手の事業者には連絡してはいけません。「退会」や「誤操作取消」などを口実として連絡させようとする事例もありますが、このようなメールは無視するのが一番です。もし、メールを送信したり、電話をかけてしまったりした場合には、受信拒否機能や着信拒否機能を利用して、様子を見ましょう。

★ 支払請求には絶対に応じないで！

「法的措置をとる」などと記載されていても、慌ててお金を支払ってはいけません。また「裁判所」を名乗るメールもあるようですが、裁判所がメールでこのような連絡をすることはありません。一度支払ったお金を取り戻すことは極めて困難だけでなく、繰り返し同じような請求が続くきっかけとなってしまいます。

★ 請求内容に少しでも疑問、不安を感じたら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談を！

★ 下記HPで架空請求に関する最新の手口・対処方法をわかりやすく解説していますのでご覧ください。

HP「東京くらしWEB」⇒「架空請求対策(STOP! 架空請求!)」

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/>

東京都消費生活総合センター
03-3235-2400(架空請求110番)

<架空請求メール・架空請求サイトに関する情報をお寄せください>

東京都では、都民の皆様から「架空請求メール」及び「架空請求サイト」の通報(情報提供)を受け付けています。パソコンや携帯電話に送信された架空請求メールや架空請求サイトがありましたら、以下の通報窓口に通報(情報提供)をお願いいたします。 <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/report.html>